

意見案第5号

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

社会保険診療に係る消費税は、現在非課税とされているが、医療機関等が診療を行うために仕入れる医薬品等に係る消費税は控除対象外とされ、これまでに社会保険診療報酬へ消費税相当額分の上乗せ措置が行われてきた。

しかし、この仕組みは、社会保険診療報酬への上乗せが適切に反映されていないことや、医療機関ごとの仕入れの実態に対応できないことから、消費税負担が医療機関の経営を圧迫しており、医療機関の自助努力により地域医療提供体制が辛うじて維持されているのが実態である。

これは地域医療の最後のとりでとされる自治体病院も例外ではなく、病院経営に深刻な影響を及ぼし、地方財政を圧迫する要因にもなっている。

また、社会保険診療報酬は消費税非課税であるにもかかわらず、消費税相当分の上乗せ措置が行われていることは、患者、被保険者及び保険者に対し、患者負担や保険料として一定の負担を生じさせており不合理である。

このまま消費税率が引き上げられれば、社会保障の充実・維持を目的とする消費税率引き上げにより、むしろ地域医療提供体制の崩壊がもたらされる結果になりかねず、国民の健康を守るためには、この問題を早急に解消することが喫緊の重要課題である。

よって、国においては、将来にわたり安全・安心な医療制度を提供するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている医療等に係る消費税問題の抜本的解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
規制改革担当大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連